

第五回國會議院大藏委員會會議錄第二十八号

昭和二十四年五月十日（火曜日）

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事小峯 柳多君 理事島村 一郎君

理事塚田十一郎君 理事宮崎 靖君

理事田中綱之進君 理事荒木萬壽夫君

理事風早八十二君

石原 登君

小山 長規君

佐久間 徹君

前尾繁三郎君

吉田 省三君

河田 賢治君

河田 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官

（主計局法規課長）大藏事務官

（主計局局長）大藏事務官

（國有財産局長）大藏事務官

（銀行局長）大藏事務官

（專賣局長）大藏事務官

（專賣局煙草部長）大藏事務官

（專賣局酒部長）大藏事務官

（專賣局鹽部長）大藏事務官

委員外の出席者

大藏事務官

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

岡縣議會經濟常任委員長野田貴造（第三三三三号）

國民金融公社創設の陳情書（埼玉縣浦和市高砂町四丁目百四十五番地埼玉縣引揚同僚厚生生理事長員山好美外十四名）（第三六四号）

を本委員会に送付された。

本日、の會議に付した事件

公聴會開會に關する件

たばこ專賣法案（内閣提出第一三二号）

塩專賣法案（内閣提出第一三三三号）

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律案（内閣提出第一三五号）

日本專賣公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三七号）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四二二号）

日本專賣公社法施行法案（内閣提出第一四四号）

臨時宅地賃賃價格修正法案（内閣提出第一六〇号）

國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に關する法律案（内閣提出第一六一号）

協同組合による金融事業に關する法律案（内閣提出第一六七号）

しよ、腦專賣法案（内閣提出第一六八号）

興業債券の發行限度の特例に關する法律案（内閣提出第一六九号）

保險組合に關する法律案（内閣提出第一八三三号）

外國保險事業に關する法律案（内閣提出第一八四号）

日本銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八五号）

○官權委員長代理

ただいまより會議を開きます。

議案の審査に入ります前に、ちよつとお諮りいたします。昨日御決定を願ひました日本銀行法の一部を改正する法律案に關する公聴會の開會承認要求の件につきましては、同日議長の承認を得ましたので、衆議院規則第七十七條によりまして、あらためて正式に決議をいたします。ただいま審議中の日本銀行法の一部を改正する法律案に關し、来る十三日の午後一時より公聴會を開會するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○官權委員長代理

御異議ないようです。から、さうに決定いたしました。なお衆議院規則第七十九條によりまして、公聴會開會報告書を提出することになつておりますが、これは委員長に御一任を願ひます。

○官權委員長代理

それではこれより議案の審査に入ります。昨日より質疑繼續中になつております金融關係五法案、及び專賣法關係五法案につき質疑を繼續いたします。この際政府委員より發言を求められております。これを許します。愛知政府委員。

○愛知政府委員

昨日御審議いただきました日本銀行法改正法律案につき

まして、説明の足りない点があるように思ひますので、若干補足いたします。今回法案に出ております日本銀行の政策委員會は、昨日申し上げましたように、日本銀行の内部機關でございます。行政官廳ではないわけでございます。

それから次に大藏省との監督關係を申し上げます。今回の法律案が、日本銀行法中の一部改正ということになつておりますために、現行法の大部分が今後におきましても存続いたしますので、その關係を御説明いたします。その点を御説明いたしたいと思ひます。

現在日本銀行法によりまして、現行法律の第四十二條によりまして、日本銀行は主務大臣の監督を受けるということが明瞭になつております。これらの点につきましては、今回の改正案にかかわらず依然有効であるわけでありまして、従つて政策委員會が日本銀行の内部機關である限りにおいて、政策委員會をも含む日本銀行全体に對して、大藏大臣の監督權は依然存続するわけでございます。なお現行法の第四十三條によりまして、主務大臣すなわち大藏大臣は、日本銀行の目的達成上特に必要ありと認めるときは、日本銀行に對し必要な業務の施行を命じ、または定款の変更その他必要な事項を命ずることを得ることになつております。これも依然存続するわけでございます。

ます。その他現行法を逐一読みますことは省略いたします。けれども、そのほか日本銀行の業務、財産の状況等に關しまして、何となく大藏省は日本銀行から報告を徴し、検査をいたし、その他監督上必要な命令処分をすることができま。

それから日本銀行監理官という制度がございます。これは現行法四十五條によつて規定されております。日本銀行監理官も依然存続されるわけでございます。當時日本銀行の業務を監理することになつております。それから役員が行爲が法令、定款、主務大臣の命令に對する違反あるいは公益の侵害、及び日本銀行の目的達成上特に必要ありと認める場合等におきまして、總裁、副總裁につきましては内閣におきまして、理事、監事、參與につきましては主務大臣が、解任することができることになつております。これは現行法の第四十七條でございます。それからその他業務の内容につきましては、たとえば銀行券の發行關係等につきましては、直接主務大臣の認可、あるいは通貨發行審議會議決に基き、閣議を経て主務大臣が決定するといふことになつております。たゞは最高發行限度の決定、限外發行の繼續、限外發行税の割合、あるいはまた發行の保証になりますところの物件の價格充當限度、地金銀取引といふような事項は、依然として現行法によりまして、大藏省

五月九日

超過供出に對する課税の陳情書（福

第二類第七号

大藏委員會會議錄

第二十八号

昭和二十四年五月十日

大藏委員會會議錄

の、あるいは通貨発行審議会によつてこれを決定することになつておりますので、この点も今後において変更はございません。

変更になります大蔵省の監督関係につきましても、大きく申し上げますと二点ございます。その一点は、基準制歩合、基準貸出歩合は従来は認可制度になつておりました、これは現行法では第二十一條に規定があつたのでございますが、今回の政策委員会の設置に伴ひまして、日本銀行の政策委員会にその権限を移譲することになつたわけでございます。それから移譲いたします第二点は、公開市場操作をもつて債券の種類の認可を移譲することにしたのであります。これは現行法の二十條の第五号でございまして、この二点が権限移譲の具体的な事例でございます。そのほか新たに今回提案いたしました法律案によりまして、たとえば昨日御説明いたしましたリザーブ・イクイブメントの規定、それから証券に関するマージン・イクイブメントの規定というものは、従前のような機構でありますならば、その一部があるいは大蔵大臣認可といふことになつたかもしれない性質のものでございますが、これは今回の法律案によりまして、政策委員会の所掌する事項としたわけでございます。

しかしながらこれらにつきましては、実は信用統制法というやうなものが今後立案される場合におきまして、その法律によつてどの権限だけを日本銀行に委任するかのことが、さらに詳細に規定するべきものだと考へるのでございまして、現実のところでは、これらの点についてはさしたる問題はな

いかと存するのでございます。

以上が従来の監督と今後の監督との相違でございますが、次に政策委員会の任務とするところと、行政府の意図するところと、相反したやうな場合の措置でございますが、これは今回の法律案の第十三條の六号によりまして、政策委員会の任命、委員の罷免権の規定があるわけでございます。委員として委員に選ばれる者と内閣において認めるときには、罷免権の行使ができるわけでございます。大体以上が大蔵省と日本銀行との関係でございます。

次に監督の対象及び日本銀行の責任の具体的な分解でございますが、主務大臣の監督の対象といたしましては、日本銀行の法律によつて委任された事項、あるいは日本銀行として、中央銀行としての当然行すべき政策の決定といふことにつきましては、政策委員会全体が責任を持つておりますから、政策委員会に対して大蔵大臣が監督することになつたわけでございまして、ただその発表の方法、外部に対する代表といふやうなことにございまして、議長がこれを総理するわけでございまして、同時に委員会が決定せられた事項が、業務執行の最高責任者であるところの日本銀行総裁に決定が通達された以上は、日銀の業務執行については総裁が監督の対象になり、すなわち責任者であるといふことになつてございまして、

それから日本銀行総裁の政策がどうなるかといふことでございますが、その第一点は政策委員会の委員に職責上なるわけでございますので、日銀の政策決定についても、いわば五分の一だ

け意思決定に參與することになるわけでございます。その限りにおいては委員として政策決定についても、主務大臣の監督の対象といふことになると思ふのであります。それから先ほど申し上げましたやうに、政策委員会の決定に従つて業務を執行いたします責任者は、日本銀行総裁でございます。それから、その限りにおいては直接大蔵大臣の監督を受けることになるわけでございまして、そのほか日本銀行の職員、その他日銀の政策委員会とは関係のない業務に関する限りにおいては、直接やはり業務執行の最高責任者として総裁が直接大蔵省の監督を受ける、こゝういふことになると思ふのであります。なおこれを極めて申し上げますならば、政策決定については政策委員会が日銀の最高責任者であり、業務執行については総裁が責任者であり、また日銀固有の職員の任命等につきましても、総裁がその責任者である、こゝういふに相なるわけでございまして、

大抵昨日申し上げたこと、以上を、以上の点で補足御説明申し上げます。

○官制委員代理 それでは質疑に入ります。前尾委員。

○前尾委員 たいまい御説明の中で、責任は確かにボードとして私はなくちやならぬことではあると思ひますが、代表についてはボードは日銀の内部機関でありますから、むしろ日銀総裁といふことになるのじやないかと考へられるのですが、その点についてはいかがですか。

○愛知政府委員 この点は政策委員会で決定せられた事項を日本銀行行政委員会として外部に発表するといふ

やうな場合においては、議長がこれを総理して発表すべきものと思ふのであります。けれども、これを具体的に業務執行の面におきまして外部に代表するのは、執行機関としての日銀総裁になるといふやうに考へられるわけでございまして。

なおさらにつけ加へますならば、たとえば金利調整法によりまして市中銀行等の金利の最高限を決定いたしました場合には、政府側が必要があると認めるときは、従来は日本銀行総裁をして金利統制委員会の議を経て、一つの意見をきめさせるやうな規定になつておりましたが、その点は今回の改正に伴ひまして、そゝういふ政策事項については、今回のこの法律案の附則によりまして、「日本銀行総裁と従来ありましたところを削りまして、そのかわりに「日本銀行行政委員会をして」というやうに改められて、その他も従来通貨発行審議会その他で、日銀総裁が総裁として委員等をやつておりました分につきましては、これを要する必要はないといふやうに考へまして、そのまゝにいたしたわけでございまして、そのまゝいふところでは具体的なわけがつくことにはなるかと思ふのであります。

○前尾委員 たいまいの御説明は必ずしも私承服しないのでありますけれども、これは実際に日本銀行が二途に出るといふ感を抱かせることのないやうに、なおその限界について十分御研究願ひたいと思ひます。

次の問題に移りまして、委員の中で大蔵省を代表する者、それから経済安定本部を代表する者、これが議決権がないわけでありまして、単なる議決権を持たずに、ただ自分の意見を述べる

といふのでは、ほんとうは委員の資格がないやうに思ふのであります。この議決権を與えなかつた理由をはつきりさせていただきたいと思ひます。

○愛知政府委員 この点は政策委員会は日本銀行の意思決定の機関であつて、行政官廳ではないといふところからいたしまして、日本銀行の與えられた権限の範囲におきましては、役人が入らずに、役所がその意思決定に投票権を持つて参加しない方が、適當であるといふやうに考へたわけでございまして、先ほど申し上げましたやうに、別個に日本銀行という組織全体に対しては、政策委員会をも含めて大蔵省の監督下にある関係上、この委員会には行政官廳との連絡を緊密にする、また政府の政策を誤りなく各位に傳達するといふことを確保すればそれで十分である、こゝういふやうに考へておるわけであります。

○前尾委員 しかし「大蔵省ヲ代表スル者」あるいは「経済安定本部ヲ代表スル者」でありますから、すなわち大蔵大臣であり、安本長官であるといふくらいの資格があるわけでありますから、どうもこの点はなほ矛盾したやうな感じがするわけであります。監督権との関係において非常に私は矛盾しておるやうな感じを抱くわけであります。それからむしろこれは意見にわたるわけであります。日銀総裁といふものが委員であるといふことについて、これは逆に、むしろ議決権を持たないに單に意見を述べるといふのも、大蔵省なり安定本部を代表する人が、そゝういふ資格であるならば、日銀総裁もそゝうした方がいゝのではないかとこゝうに考へるのであります。

と

所在ということはおのずからそこに分解して考えなければならぬわけであり

ます。しかし政策委員会の一員に総裁が職務上加わつていというようなことで、その責任の統一ということとは運営上おのずから確保できるものと、私どもとしては信じているわけであります。

○北澤委員　そうしますと、もしこの政策委員会というものが、日本銀行の一部としてあるならば、この政策委員会が外部に行動するという場合には、

やはり日本銀行として行動した方が筋に合うのではないか。政策委員会じやなく、日本銀行として外部に対して行動するとした方が、事態に合うじやな

いかと思いますが、その点はいかがで  
すか。

○愛知政府委員　そういうこともち  
ろん考えられるわけですが、揚  
合によりましては、日本銀行として外  
部に代表してよいと思います。そのと

きに、先ほど来申し上げておりますような見解が、なかなか微妙な点がございまして、政策委員会として決定されたことについては、総裁がこれを代表するということの方が、その点かえつて

はつきりするのではないかと考える次第であります。なお從來から日本銀行に一つの既成概念とでも申すようなものもございますので、その上にかぶさつての中の機軸ではありませんけれど

も、從來のわれくの既成觀念による  
ところの日本銀行の上にできた政策委  
員会であるということを、クローズア

ツブいたしますためには、かえつてそ  
の方が適當な場合も多いかと考えるわ  
けであります。

○北澤委員　どうも今の御説明ではは



つきりしないのですが、たとえばこの政策委員会が国会に対して報告するという場合に、もし日本銀行の一部であれば、日本銀行として国会に出して行くのでありまして、政策委員会としていろいろ金融状態の改善とか、法律の改善というものを出すのは少しおかしいんじゃないかと思ひます。

もう一つは、意思決定については政策委員会が責任を負う。執行については総裁が責任を負う。こういうことは一應理論的にはわかるのでありますが、實際問題といたしまして、そこにどうしても責任の紛争を生じまして、執行する方では、それは決定の方の責任だというように、お互いにも責任のなすり合いをするようなことが、起りはせぬかということをお心配するわけがあります。

もう一点申し上げたいのは、日本銀行法の第二十條に、先ほど申し上げましたように、日本銀行は左の業務を行うと書いてあります。今の政策委員会の行う業務のことはここに記入してないのであります。そうしますと、この監督の條項にあります「主務大臣ハ特ニ日本銀行監督官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム」との場合における日本銀行の業務というものは、政策委員会の業務に入っていないと思ひますが、そういう点についてどう思ひ考へてありますか、お伺ひしたいと思います。

○愛知政府委員 その点は私どもの見解では、監督の規定は先ほど申しましたように、日本銀行が一体として、その中の政策委員会でありまして、政策委員会をも含めた日本銀行に対する監督ということに、当然解釈してしか

るべきものではなからうか、こういうふうに考へております。従つて日本銀行の監督官が、たとえばいかなる場合にも出席できるという点については、同様に解釈していいのではなからうか、かように考へております。

○北澤委員 御説明のようでありまして、日本銀行の業務の、第二十條の日本銀行は左の業務を行うというものの中に、この政策委員会の行う業務を規定するとすれば、今のような解釈が出ると思ひますが、この二十條に規定しない、ただ委員会の業務というように規定しますと、このいゝゆる日本銀行の業務の中に入らないじやないかということをお心配しますが、その点に關する御意見を承りたいと思ひます。

○愛知政府委員 その点は、本法案の第十三條ノ三の第一号に「第二章ニ規定スル職員ニ依リ行ハル日本銀行ノ業務ノ運営ニ關スル基本方針ノ決定」ということが、以下全体の政策委員会の業務にかかざる規定になつておりますので、日本銀行の業務については、全般的に政策委員会が基本方針を決定するわけでありまして、その基本方針の決定をも含めて、日本銀行の業務ということと言へると思ひます。従つてこれも當然監督の対象になる、こういうふうな解釈できると思ひます。

○北澤委員 改正案の十三條の二、三、四、五、六、七は、そうすると、この日本銀行法第二十條の日本銀行の業務の中に入らぬと思ひますが、その点に關しましてはどうですか。

○愛知政府委員 ただいまの点は、私の見解をもつていたしますと、第二十條の業務の中には、政策委員会の業務は入らないかもしれせんけれども、

政策委員会の所掌事務がよきまゝにまゐりましたことによつて、日本銀行の廣義の業務は、それだけ拡張したことになると思ひます。従つて監督規定については、従前の規定はその対象が廣がつて監督されることになる、こういうふうな解釈しているわけでありまして。

○北澤委員 どうも御説明ではわかりませんが、これ以上は申し上げませんが、もしお話のようでありますれば、この二十條の日本銀行の業務の中に、この政策委員会の業務も全部規定して、日本銀行の業務の中で委員会はこれをつかさどるのだ、こういう規定にすれば、その点は間違ひはなからうと思ひますが、これ以上は意見になりませんから、申し上げません。

○官廳委員長代理 次は風早八十二君。

○風早委員 同じ問題になつてはなはだ恐縮でありますけれども、前回の御答弁の中でたしか愛知銀行局長は、この政策委員会は重役會議なんだというやうなお話があつたと思ひます。これは失言であるか、あるいはまた少くとも非常に妥當を欠いてゐるのではないかと、私は考へるのであります。ところが、今日これはまた内部機關であるというように、はつきりと特に念を押して答へられてゐるのであります。これもやはりこの條項の中で、いろいろ矛盾を來してはしないかと考へるのであります。一方におきまして政策決定機關であるということが言われる。政策決定機關であるということと、内部機關であるということとは、もちろん矛盾はしないと思ひますが、それを矛盾しないで理解しようとすれば、當然こ

の間から小山委員その他から問題になつております議長問題は起らないじやないか。その場合には當然議長が議長になる。そういう点につきましても、いろいろ議長問題が起る余地が與へられてゐる。議長は委員の中で總裁を選ぶ場合もある。選ばれば、その場合は總裁が議長になるといつたやうな、非常に苦しい考へ方がとられてゐることは、大體池田大蔵大臣の御答弁でも明らかであつたと思ひます。そういう点から言いますと、これが政策機關であるということは一應は認めますが、單なる内部機關であるということも、今までの觀念で言います内部機關であるということは、はなはだ不完全な規定ではないかと思ひます。ましてや重役會議である、株主會における重役會議と同一にこれを類推して理解するといふところには、この新しい政策委員会というものの性格を、しつて今までの古い商法の觀念に閉じ込めようとする問題があるのじやないかと、そこにむりがあるのじやないかと考へるのであります。そういうふうな新しいこの政策委員会というものの大きな時代的な意味を、政府は鮮明にしていたきたい。

おきまして、「左ニ掲グル事項ニ關シ主務大臣ヲ經由シテ行フ國會ニ對スル毎年ノ報告」とあるわけですが、要するに國會に對する報告義務というものは、總裁ではなくして、直接政策委員会がこれを持つてゐるというところに、非常に今の問題があると思ひます。これは當然、かりに主務大臣を經由するといふたしましても、總裁がやつてしかるべきではないか。今までのいろいろの御説明では、特に内部機關である、重役會であるという場合におきましては、特に日本銀行を代表して對外的な責任を持つと言はれるところの總裁が、國會に對する報告義務を持つ。ただ内部でいろいろな政策決定をやるべき事項というものを、いくら並べられてもかまわないのでありますけれども、對外的に國會に對して責任ある報告をなす場合におきまして、この政策委員会がその義務を負うということになりますと、逆にいえば、國會というものはその報告に對してだれにその責任を追究して行くか。これは結局政策委員会に追究して行くのであります。總裁はその場合に、場合によつては自己の負うべき責任を政策委員会に轉嫁するといふ、この前の委員會でどなたからか出ておりました疑問がやはり出て來るわけですが、そういう点でこれはどつちから参りましたも、いささか修正が必要になつて來るやしないかと考へるわけですが。私が積極的に修正意見を出すというわけではありせんけれども、こういう点についてはなおもう少し明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○愛知政府委員 まず第一に重役會と昨日申しましたことについて、補足い

そのすれば区々たる條文の不完全ということは、そこから自然にすなおに修正できると思ひます。どこまでもそういう今までの觀念で、その中に政策委員会を入れておく。あるいは内部機關であるいは單に重役會であるといふふうにしてしまわれれば、かえつていろいろ法律上の疑問が出て來るわけですが。今、北澤委員からもいろいろな角度から御質問がありました。私も同様な問題を出してみますと、やはり第十三條の三十号であります。そこに

たしたいと思ひます。私が重役会と申しましたのは、いわば既成概念ではなくして、むしろ新しい感じにおいての重役会という言葉を使いましたので、既成概念からする重役会というふうにおとりになつたとすれば、その点は訂正をいたしたいと思ひます。私の申し上げんと欲したところは、たとえば英語で申しますならば、ディレクターズ・ボードと申したらよろしいかと思ふのでありますが、要するに意思決定の機関であるという趣旨を、簡単に重役会というふうな表現を使つたのでありまして、と申しますことは、従来の總裁とかあるは理事とかいうことは、むしろ今回はこの委員会の設定によつて、言葉は悪いのでありますが、格下げになりました。執行の責任者になつたわけでありまして、意思決定の責任者は従来ならば理事を中心にする。いわゆる世上言われております日本銀行の丸テーパーであつたのであります。が、今回でます政策委員会がそれにかわる丸テーパーになる。こういうふうな趣旨を簡単にそういう表現で申し上げたわけでありまして、従つて、私の解しておりますところでは、これは日本銀行という、中央銀行としてのファンクシヨンを営むについての意思を決定する機関である。そういう限りにおきます。は、あくまでも日本銀行の内部機関である、こういうふうにかへるわけでございます。ただ、中央銀行という特殊の性格に基づきまして、すでに御承知のように、たとえばあるいは行政官廳が所掌すべきであるかもしれない事項を、相当日本銀行に委任してやつてもらつてゐることもございます。それからまた今回にわかに、先ほども

申しましたように、ある程度従来の大蔵省の権限もここに委譲したわけでございます。その委譲された権限を行使するについての意思を決定する機関が、政策委員会であるということにおいて、他の株式会社等とはまつたく性格の異なつた、非常に公共的色彩の強いものになつたものと解釈いたしてゐるわけでありまして、それから國會に対する關係は、昨日も率直に申し上げたのでございますが、そういう公共的色彩の強いものであり、かつ本來は行政部で決定すべき事項の一部が、ここに移譲されております關係もございまして、國會に対する責任者であるところの主務大臣を経由して、そうして國會に御報告するということに考えたわけでございます。それから責任の限界点につきましては、くどいようですが、さいいます、ここに法律上與えられた権限によるこの事項については、政策委員会がこの責任者であり、これを實際にその下において執行するものは總裁である。こういうことに法的には解すべきであると考えてゐるわけでございます。

○風早委員 重役会というものはディレクターズ・ボードであるというふうな御説明でありまして、若干今までの説明以上にわかつて来たような点もあるわけでありまして、大体こういうふうな傾向は一つのアメリカ的な組織方法として一應私もわかるわけですが、そういういたしますと、問題は、やはりこの構成メンバーが相当問題となつて来ると思ふのであります。昨日も私は積極的な意見をまじえて、御所見を伺つた次第であります。こういうふうな單なる一部の階級の代表者によつ

て、國家のいわば最高の金融機能をつかさどるその機關の統制をやるということとは、はなはだ民主的という立場から言ひましても、これは非民主的ではなからうか。また實際にその決定せられる政策そのものの性質から申しましても、非常に妥當を欠くものじやなからうかという疑問が濃くなるのであります。これは前會に私も出しました。が、ほかの委員からもあとでまた同様な質問が出ておつたところ、結局あるパキンク・ボードというふうなもの、一つの發展というか、あれが出て来たのではないかとどういふことを申しましたが、このディレクターズ・ボードというものを出来るに及びまして、その感はずい／＼深くなるわけですが、これはアメリカにおきましては、一應それでやつてゐるかもしれない。いろいろ／＼な事情もありましようし、そこから出たのであらうと思ひますが、日本の場合に、あらためてこのディレクターズ・ボードというものををつくる場合におきましては、そのデレクターというものは何もそれが特別に金融業に關して、特にいわゆる金融業者の立場に立つた人たちが、決定的な表決権を持ち得るような仕組みにしなければならぬといふことは、日本の事情には合わないのではないかと、ことに少くも産業方面、農業方面、また産業の方でも中小企業、商業者でもやはり中小商業、こういう方面の意見といふものは、金融に対しては、あるいは人によつては一人づつ出て来るかもしれないが、それをもつた二人局採決に対しては何ら有効ではないわけでありまして、こういうふうな点を考

えてみますと、もう少しこの委員の構成についても、根本的に考えなければならぬのではないかと。こういう点は今までもそういう意味の新しい委員会ができることに、常に問題になることであるが、今金融の問題につきましても、特に産業との關係、それから農業との關係、そのかなめになつておる重要な部分であります。それが結局一部の金融資本家の意思によつて、その決定を見るところになりまして、いよ／＼日本の國民經濟に對しても、非常な影響が現われて来るのであるといふことを考えるわけでありまして、従つてこの構成の問題につきましては、大蔵當局としても立案當局としてやはりもう少し廣く、現在の國情に即應して日本的に考へて行く意思はないか。そういう点をあらためてひと／＼今度は銀行局長の御意見を、伺つておきたいと思ひます。

○愛知政府委員 ただいまの御意見に對しまして二つ問題があると思ひます。第一にこの際パキンク・ボードの点につきましても昨日お話をいたしました、必ずしも十分お答えする機会がありませんでしたので、あらためて簡単に申し上げたいと思ひます。

御承知のごとく昨年八月中旬に、新金融立法に關するその筋の非公式提案といふものを受けました。その提案の骨子は四点あるわけでありまして、一つはパキンク・ボードの設置であり、第二が日本銀行の改組であり、第三が市中一般の銀行についての銀行法の修正であり、第四が特殊金融機關の問題、こういう四つの問題があつたわけでありまして、今回のこの法案は、その四つのうちの大体第二の線をとつて

おるものであります。當時のパキンク・ボードといふものは、むしろ行政官廳の機構の改革であります。具體的に申しますならば、日本銀行の一部と大蔵省銀行局の大部分とが合体するやうな、行政機構の改革の提案であつたのであります。それから第二の中央銀行の改組については、今回の案のやうなディレクターズ・ボードをつくる。そのディレクターズといふのは中央銀行の株主であるところの銀行と、それからその他の學識経験者からなるもの、それから本來自日本銀行の業務の執行をするもの、大体三つのカテゴリーから理事を選ばして、そこで中央銀行のディレクターズ・ボードを構成する。こういうふうな考えであつたのであります。大体この第二の線に沿つておるものではないかと考えられます。私見であります。が、當時の提案の中で現在の日本の状態において最も取入れやすい、また考へてもよい点の一つは、この中央銀行改組の問題であつたと思ふのであります。現在のところ、昨日大蔵大臣がお答えいたしましたやうに、

〔宮崎委員長代理退席 委員長着席〕

いわゆるパキンク・ボードの方は、まず大體さたやみになつたと考へてもよいのではないかと一時的でございまして、私も私としてはこの日本銀行法の改正をまず取り上げて、ついで第三、第四の問題について逐次案を練つて参りたい。実は事務當局といたしましては、全部に通じての案を昨年末にすでに用意してあるものであります。が、諸般の情勢をならみ合せまして逐次日本の事情に最も沿うやうに、少く

とも日本の実情においてのみ込みやすいものから手をつけて行きたい、かような考えであります。以上はバンキング・ボードについての経過をごく簡単に申し上げたわけであります。

それから次に委員の構成につきましては、いろいろな考え方があろうと思つて、私は早稲さんの御提案は、ごもつともな点が多々あると思つて、政府当局といたしましては今回の案が最も適當であらうといふので、こういう立案をいたした次第でございます。その点は昨日大蔵大臣から御答へいたしましたところによつて、御了承願ひたいと思つております。

○風早委員 參與という諮問機関がやはり存続しておるわけだと思つて、これが、これと政策委員会との関連、よくこの規定を調べておられませんかけれども、これは重複しておるというようにないか、ないわけですか。

○愛知政府委員 実はこれも率直に申しますけれども、この委員会の構成その他勤務の條件等を考え合せます場合におきまして、むしろ參與制度はこれの廃止した方がよいのではないかと考へたわけでありまして、ところが現在參與になつておられる方々は全部兼職でございまして、本業をはかに持つておられまして、そして随時募集され、その時の金融情勢を懸念されることになつております。法律的にこれといつてはつきりした権限を持つておられませんが、同時にそれらの方々を全部この委員会に吸収するといつても、實際上不可能でございまして、とありあえず存置することにしたわけですが、追つて先ほど申しましたような日本銀行法の全般的の改正の際には、あ

わけて考慮したいと考へております。現在のところはどいふやうな立場にたしますけれども、くどいようでありますが、參與については法律的にはつきりした権限もございせんし、金融懇談会のような性格でございまして、並行してさしつかえなからう、かように考へております。

○小山委員 いろいろ他の方からも監督のことで御質問がございましたが、どうもはつきりしない点があるもので、重ねて質問をいたしたいと思つて、まず政策委員会はその権限に属する事項は、多蔵大臣の許可を受けたりしない、独自のきめられるのかどうか。つまり大蔵大臣は政策委員会がきめたことは取消し、あるいは變更の行政処分ができないのかどうかといふことをお尋ねします。

○愛知政府委員 その点は具体的に申しますと、政策委員会として、たとえは今回権限の移譲を受けた基礎割引歩合の決定とか、公開市場操作におけるところの債券等の種類の決定といふようなことが、具体的な問題でございまして、こういう場合には法律でもつて権限を與えられております以上、その権限に基いて決定いたしましたことを、行政的に取消すといふようなことは考へておりませんし、また不適当だと思つております。たださういふことが議せられます場合に、大蔵省の意見といふものは職権による表決権を持つておりませんけれども、まず委員会において十分これを発言する、そして政府の意向を各委員にできるだけ詳しく説明する。あとはそこでどういふふうに取り上げられても、直接それに對して行政上の取消し処分といふような

ことは考へておりません。ただ、先ほど来いろいろ御意見もあつたやうでございまして、日本銀行全体に対しては監督命令もございまして、それから主務大臣の命令に違反する措置をした場合には、解任といふようなこともあつて、解任といふので、それらの点で法律的には十分に措置が得られるやうな仕組みになつておるものと、解釈いたしております。

○小山委員 そうしますと、政策委員会はその権限に属する事項は独自にきめられて、しかも大蔵大臣はこれを取消しはできない。たとえば現在世間で問題になつておりますところの高率適用の問題がある。この問題は、おそろく現在ほとんど委員会に出て来られる人は、高率適用の排除といふことは全員が賛成されるのではないかと、いふやうな感じがする。ところが政府はさういふことを希望しないといふ場合に、高率適用を排除する政策をきめられた場合に、その場合には取消しはできない。こういうことになるのであります。これを何となく、日銀總裁に高率適用を排除しろといふことを政策委員会がきめて指示する。指示した場合に、今度は日銀總裁がその政策委員会がきめたことを執行しなかつた。政府の意図とは合致するけれども、政策委員会の意図とは合致しない。こういうやうな事態が起りました場合には、政策委員会は日銀總裁に対して、どういふ監督の方法を用いますか。その辺のところをお伺ひいたします。

○愛知政府委員 その点は率直に言いますが、必ずしも明確に説明がしにくい点でございまして、今高率適用のお話が出ましたけれども、現在高率適用に

ついては、法律的な制度はどうなつておるか申しますと、それは日本銀行と市中銀行との契約に基くものでございまして、権限のあるいは法律的に申しますと、大蔵省は、この高率適用といふことだけを取上げれば、何らの権限も持つておりません。しかし日本銀行全般的の業務に対する監督といふことで、間接的あるいは大局的に、これに對し干渉することはできると思つておられます。それが今度は法文上も明確にこの委員会の所管事務になつたわけでございます。

それから小山さんの第二の設例については、ただいま申しましたやうに、明確に割り切れた答を申し上げることはできないのでありますけれども、政策委員会の決定した事項については、第十三條の二において、日本銀行總裁を含む日本銀行に対して、指示し監督することが権限としてできるわけでございます。その監督に違反した場合にはどうなるかと申しますと、純粹な法律論から申しますならば、政策委員会の決定に違反したやうな行動をした日本銀行總裁は、日本銀行法の第十三條の二に違反するものでございまして、直接大蔵省からの監督下にある日本銀行の總裁に対して、責任を追究することにならうかと思つて、従つてその場合にはかえつて、今のお説に對するお答でありませうけれども、大蔵省の意図するところとはたまに合致しておつた總裁が、責任を問われるといふことになつても、その御説明の場合においては、いたしかたないのではなからうか、こゝういふふうに考へます。

○小山委員 ただいまのお答でよく

わかりました。が、そもぐさういふふうには非常に割り切れないといふことは、先ほど前委員も言われましたやうに、日銀總裁がこの委員に入つてゐるといふことに原因が胚胎してゐる。あるいはさらに二歩を譲れば、この委員会の最も主要メンバーであるところの議長になり得るやうなところに、その原因が胚胎してゐるやうに思われますので、この点、何かすつきりした代案をお持ち合せはないのでございませうか。

○愛知政府委員 この点は、この法律案を國會に御提案申しましたからには、私どもとしては代案を持つておりませんわけでございます。私見としてはいろいろ、実は考へられもするものでございまして、申し上げるのもいかにと思つて、いろいろ微妙な関係も内外にわたつてあるやうでもございまして、それらのいろいろの要素を勘考いたしました結果、政府としてはこの案をもつて最善のものとして、御提案申し上げた次第でございまして、

○荒木委員 ちよつと今の御質問に関連して、小山委員の御質問その他でもつて、政策委員会の性格についてだんだんとはつきりして來つておりますが、今も愛知局長がお話になりましたやうに、関係方面との折衝その他に、最初の政府の考へ方とあるいは関係方面の考へ方との折衝上のあやを率直に伺つた方が、むしろいわば暗中模索的な質問を繰返すよりも、早道のような気がいたしますが、速記をとめてでも率直な御説明を願へば仕合せだと思つて、速記をとめて、

○川野委員長 それではちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔速記中止〕



○川野委員長 速記を始めてくださいます。

○小山委員 一つこの際質問したいのですが、委員長は互選になりましたが、これは大過なければ四年間、あるいは大過があつても四年間はするのであると思ふのでありますが、これは私はその前提をいたしまして、一つは日銀總裁が議長になり得るのは、あらゆる面から考へておかしきというのが前提になるのですけれども、かりに日銀總裁が議長になりました場合にも、これがまた四年間続くとすることが非常におかしいのではないかと。これは日銀總裁が、自分が立案したものを自分が執行するといふ實際の現状に照してみましても、また四年間さらに總裁を続けるのはおかしいではないかというふうなところ、なほ疑問点から見まして、委員長に一つの任期を付すべきものではなかつたのかと考へるのでありますけれども、委員長の任期についてはお考えにならなかつたかどうか、その点を伺いたい。

○愛知政府委員 議長は委員である限りにおいては議長でございますので、日本銀行總裁は本来の任期が五年でございますが、たとへばその任期の途中にありますが、あと二年の任期を残しておるといふような場合には、かりに議長に選挙されました、二年経つて總裁たる資格を失はば当然委員たる資格を失ひ、従つてまた当然議長たる資格を失うわけであります。新たに日本銀行總裁が職權上委員になり、それに加えて互選をするといふことになるわけでありまして、それから議長の任期については、そういうわけで委員たる任期に拘束されますので、特に議長の任期といふことは考へなかつたわけでありまして、

○宮澤委員 日本銀行法等の一部を改正する法律案に質問集中しておりますが、少し面をかえまして、外国保険事業に關する法律案について、二事務的なお尋ねをしてみたいと思ひます。第一に伺いたいのは、提案理由の説明書に書いてあるのではありませんか、終戦後の外国保險会社の日本でもつております保險事業が、日本損害保險会社の消化できない再保險の引受けを行つておる。こうなつておられますが、これは具体的にどういふことでありますでしょうか。

○愛知政府委員 日本会社の消化できない再保險とは、具体的に申しますと、捕鯨船の再保險契約であります。○吉澤委員 それから日本保險業者と衡平の條件のもとに、これは先方さんから参りました書面等に書かれてある、いわゆる非日本人の商業的地位を平等にしようといふような意味から現れた言葉だと思ふのでありますが、外国保險業者がつまり日本で公式の損害保險の事業を始めるといたしますと、かつての戦前の日本の保險事業の實際から考へますと、また再保險という問題が盛んに起つて来る。日本の保險事業会社といふものは、かつてはこの保險料のさやとりをやつておる當時、世界の金融市場を支配しておりましたところの、英國ロンドンにありまする保險会社に、ほとんど日本の金融経済がにぎられておつたといふような事情があつたわけでありまして、具体的に今そういうことを言つてよいかどうかかわりませんが、この法案を審議する上にまず浮んで参りますのは、英國のロンドンに駐在しました當時の三井支店長あたりが、かなり英國に押えられておりました一つの力から、日本の政変等にも關與したといふような例を、われわれは教えられておるわけでありまして、これをただ衡平な條件のもとにおきまして、保險事業が國際經濟の中へ、日本のゆがんだ經濟の事情の中から入つて参るといふことは、非常に心配になつてならぬのでありますが、この外國保險会社が日本で行います再保險の種類、條件等につきまして、政府としてのお見通しがありましたらならば、この際お知らせを願ひたいと思ひます。

○長崎説明員 ただいま御質問になりました点につきまして、若干説明かたがたお答えいたします。

外國の保險会社が今後いかなる狀態で活動するかとどういふことにつきましては、いろいろ見方もあると思ひます。戦前の狀態を見ますと、大體昭和八年から十五年の平均の統計によりますと、収入保險料にいたしまして、損害保險におきましては、日本の保險会社の収入保險料の二、六％程度となつておりました。それから見ますと、今後大した程度のことでもないのではないかと、いふような見方もあるわけでありまして、また最近免許を與えましたホーム及びコンティネンタルという、戦前出しておりましたアメリカの保險会社に対して、四月八日に免許を與えたわけでありまして、また十分その仕事も緒についておらないといふような状況になつております。一方輸入入積荷の海上保險契約といつたものにつきまして、大體外國の保險会社がそれを行つておつ

たわけでありまして、最近日本会社に外貨建海上保險契約が許可されるといふような状況になつておりました。だん／＼に日本の保險会社も、從來の外國保險会社がやつておつた分野に出て行けるのではないかと、そういうふうな考へておるのであります。そうして司令部の方でよく言われますことは、まずこちらの方で閉鎖的な觀念を拂拭して、そうして外國の保險会社を衡平な條件で迎へることによつて、初めて日本の保險会社の進出といふこともできるやうになると、考へられておるわけでありまして。

なお特に外國の保險会社の日本で行う事業に対して、何か規制する方針がないかといふ点につきましては、日本にありまする物件等につきましては、外貨建で契約をするといふことは必要でもあり、またいろいろ損害が参りますので、原則として円建てやつてもらう。特に生命保險につきましては、外貨建の生命保險契約といふことがあつては、非常に弊害が起ると思ひますので、そういうことのないやうにいたしましたと考へております。

○宮澤委員 ただいまの御説明でありましたが、なお伺いたいのであります。生命保險の場合は今の御説明である程度の納得が行くわけでありまして、火災保險等の場合におきまして、日本の火災保險事業をやつておられます会社と、今度免許を與えました外國の保險会社、この間に一円建て一應けつこうであります。円建て保險料に等差があるのか、ないのか、同いふことになつておるのでしょうか。

○長崎説明員 現在免許を與えました二社につきましては、日本の保險会社と同じ保險料率でそれを認可いたしておりますので、現在のところでは、別の料率が使われるといふことはないと考へます。

○宮澤委員 そうすると國內的な觀念だけで参りますと、日本の損害保險会社がこの会社に國內において再保險をするといふ機會は、現われて來ないかと解釈してさしつかえないでしようか。

○長崎説明員 それは日本の保險会社が受けました保險契約で消化できないものがあつたならば、日本に進出して参つた外國会社の再保險といふことはあり得ると思ひます。逆に外國の保險会社が日本でもつた契約について、日本の保險会社に再保險するといふこともあり得まして、結局日本の保險会社と外國の保險会社が、日本で再保險の交換をするといふ條件になつて参ります。

○宮澤委員 そういふ機械的にできるという考へ方ではなくして、再保險することによつて利益が生れて來ると、一つの手数料が生れて來るといふやうな機會は絶無でなければならぬと考へますが、無手数料で、單に受けた保險をそのまま再保險するといふことは、りくつては言へますけれども、實際問題として起らないことと考へます。實際問題としては仲介料がなくして再保險するといふ事實は考へられないので、その点をばつきりしていただきた。これは円建の場合であります。

○長崎説明員 その点は日本の保險会社が外國の保險会社に再保險いたしますれば、日本の保險会社が手数料をとる。それから外國の保險会社が日本の

保険会社に再保険をいたしますれば、その再保険をいたしました外國の保險会社が手数料をとるといふことは、いすれも再保險の慣習から言ひまして、當然許されることであると考へます。

○宮澤委員 ちよつとわからないのでありますが、これはできることを許されておると思ひますが、そういう行為によりまして、日本の保險会社が單に危險の負担を外國保險会社へ移行いたしましたして、その間に何か利益が生れるというやうな弊害があると思ふのです。

○長崎説明員 それは本法に記してあります外國保險会社がたとへばロンドンと再保險するという場合には、保險料をロンドンに支拂わなければなりません。そういう再保險料の支拂いといふものが、すなわち再保險の送金といふことが許されるかどうかは、爲替管理法の問題になるわけでありまして、その面において再保險料の支拂いといふことになりますれば、外貨の流出といふことにもなりますが、一面保險事故が起りまして、保險金の支拂いといふことになりますれば、外貨の流入といふことにもなるのであります。從來の爲替管理のやり方から行きますれば、大體損害保險の再保險につきましても、再保險料の送金といふことは許されないとおぼつておられます。また再保險の國際性といふことから申しましても、これを送金する理由はないかと考へておられます。

○宮澤委員 それは表の語であります。が、こういう方法でも行つたとしても、たらどういふ結果になるでしょう。日本にある外國保險会社が円建てで受けた保險契約である。その同一系統の支店なり本店なりがロンドンにあるといふたしまして、ロンドンで他の保險会社へこれを再保險する。もつとレートの

低い所へ再保險する。そうして英國の貨幣のポンドで支拂つて向うで契約しておる。こういうことは事実上許されないと考へていいのですか。もし許されるならば現在の爲替事情から申しましても、お互いに現送される、あるいは爲替決済をするといふことを基準として、この問題は考へられないわけでありまして、その点についてどんなふうな御見解を持っておりますか。

○長崎説明員 今の御質問の点は、多分外國の保險会社が日本へブローカーのようなものを派出いたしましたして契約をとらせて、そうしてポンド建てでロンドンならロンドンで契約するといふやうな場合を、さされるのかとも考へられるのでありますが、そういうものはこの法律の第三條の第二項によりまして、「何人も、日本において免許を受けない外國保險事業者の締結する保險契約について、日本において代理又は媒介の行為をしてはならない」といふことになつておりました禁止せられておられます。

○宮澤委員 この法律はロンドンには及ばないと解釈しておるのですが、ロンドンでポンドでもつて拂つて再保險しておるものを、この法律で規制ができるかどうかといふことです。

○長崎説明員 今申し上げましたのは、日本で免許を受けない保險会社のブローカーが契約の募集をするといふ場合、そのブローカーはこの法律によつて押えられるといふことを私申し上げました。今宮澤委員から御質問のありました点は、日本へ進出した外國の保險会社が百パーセントそれを再保險する、全額再保險した場合といふやうな御質問のようであります。それは

直接にそういう契約によつてロンドンで締結するといふやうなことは、この法律によつて阻止することはできません。ただ再保險の場合も再保險のブローカー等を日本へ送つて、内地でいろいろブローカー的な行為をした者は、やはり第三條の第二項によつて押えることができるということになります。

○宮澤委員 それでは大體その点はおかつたのですが、そういう観点から考へますと、この法案はどうも國內的な簡單な法案として考へられない。もし外貨建てにおいてアメリカなりイギリスなりにおきまして、どん／＼日本で受けた物件を再保險するといふことになりますと、ただいまの三百六十對一の條件を長く続けますと、保險事業を國內に——ただいまは二つでありましかれども、今後これを増加して平衡の條件でもつて円建て營業させて行きますことが、それ自体日本の經濟の衰微を意味する。かように考へられるのであります。損害保險の契約をめぐりますところの經濟的の動き、あるいは金融の動きといふものは、決して日本經濟再建のために輕視できない面でありま。この点は本日は時間の關係がありま。この程度にしておきます。

○長崎説明員 御研究を願つて、そうしてこの保險事業を許すことによつて、法文の上にも日本人と非日本人とは對等の條件である、平衡であると言つておられます。實はそのことによつて日本經濟が吸いとられる、かような場合ができるならば、これはもつと／＼非日本人を平衡にしつとる關係の當否でありま。その解釈によりま。

と、日本人が平衡な條件を受けられるといふことは當然な主張であらう。そういう点を強く主張いたしました。この法案について特に委員会として慎重な審議を重ねたいと思ふのであります。本日はこの程度でおきますが、ぜひその点について御当局でもう一段の御研究を煩わしたいと思ひます。

○川野委員長 午前はこの程度にいたしました。午後一時半から再開いたします。

午後一時半から再開いたします。

午後二時六分開議

○川野委員長 午前中に引続き會議を開きます。

日本事實公社法の一部を改正する法律案及び日本事實公社法施行法案に対しては、ほかに質疑はございません。

○田中(鐵)委員 事實公社の発足が六月一日よりということになつておるのですが、大體予定通り一日に発足できるように準備が進んでおりますか。その点お伺ひいたします。

○原田政府委員 ただいまお話のありました二つの法律案、それとタバコ増しやうの三專賣法案、これが國會を通過いたしますれば、法制的の部分はそれでよいわけでありま。實際の準備は六月一日発足する予定に進めておられます。

○川野委員長 ほかには質疑はございませんか。——ほかに質疑もないやうです。右兩案に対する質疑は以上をもつて打切つて、これより兩案を一括議題といたしまして討論、採決に入ります。

○前尾委員 討論を省略して、ただち



○川野委員長　ただいまの前尾君の動議のごとく決定することに御異議ございませんか。

○川野委員長　御異議ないようですから、これから右両案を一括議題として採決いたします。右両案に賛成の諸君の起立をお願いします。

○川野委員長 起立総員。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願います。

○川野委員長 次は國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に関する法律案に對し、質疑を続行いたします。田中續之進君。

○田中(織)委員 國有財産局長がお召  
えになつたようでありますから、一、  
二お伺いしたいと思うのであります。

政府は國家財政の歲入を確保するといふ見地から、國有財産の処分を計劃されておるようでございますが、先般も財産局長がお見えにならないときでございましたが、本委員会において資料を要求した関係もあるのですが、まだその要求した資料をお提出にならないようであります。大体大藏省の國有財産局として、さしあたり國有財産の処分についてお考えになつておる點が、面がおありのことと思ひますので、その点についてお伺いできれば仕合せでございます。

○舟山政府委員　ただいま資料のお話  
がございましたが、この委員会でも御  
求になりました物納財産に関する資料

この件でございましょうか。――國有財産一般の処分方針と申すものを御説明申し上げたいと存じます。ここで扱

事業所、事務所等における重要な機械器具、特許権の権利、有價証券類といふものを國有財産として扱うことになつておりまして、いわゆる動産、言葉

有財産法の國有財産とはなつておりません。このことをちよつと御了承願つておきたいと存じます。國有財産には

現在政府が直接行政目的のために使う行政財産があります。また政府として

これを普通財産と申しておりますが、政府として不用になつたものは普通財産に組み入れまして、普通財産は政府としては長く持つておることが本旨で

はございませんので、できるだけ早く換價処分して國の歳入に充てるという建前になっております。終戦後におい

てはこの普通財産の中には元軍用に使つた財産が多額に組み入れられて、処分の対象となつてゐるという状況であります。それから先年行われし財産税、戦時補償特別税により認められたる物納財産も、普通財産の中に入つておきまして、できるだけ早く換價処分をして歳入に充てるという意圖になつておる次第であります。本年度の予算に計上せられておるものは、主としてこの普通財産の処分によるもの、また普通財産の管理、貸付とか、一時使用を認めておるもの、一時使用

料の収入というものが、本年度の歳入になつておる次第であります。最近問題になつておる不用官有財産と申しま

理大臣から御発議がございまして、從來國の行政財産として使つておる財産についても、この際國の事務、事業を

産があるのではないか。これを裏から見ますれば、國家の事務を減少して國家の行政機構の縮小をはかり、それによつてなお不要の財産が生み出されて

歳入増加になるのではないかという者  
えでございまして、私どものこれまで  
扱つて参りましたいわゆる普通財産の

整理とは、別個の問題として提起されている次第でございます。

産局の關係のものと、今新しく現内閣によつて政治的に取上げられておる不  
用な官有財産の処分の問題とは別個で  
あるという。たしかに行政財産となつ

ておるものを行政費の節約、國の行政事務の整理という見地から処分するということになりますと、他の特別會計

との關係等も出て來るので、そうあるべきだと存じますが、從來國有財産屬でやつておる普通財産に組み入れたんのかの処分につきましても、処分價格の点については原則として時價といふことになつて思ふのですが、はたして一定の基準を持つておられるのかどうですか、そういう点について、散発的でありますが、われ／＼國有財産の処分に関して聞くところによりますと、その間にアンパランスがあるように見られるのであります。が、拂下げ價格の点について何が統一的の方針を持つてた

られるかどうか。  
○舟山政府委員 國有財産の拂下げ價格でありますが、財政法の規定によ

つてするのでなければ、これを譲渡することはできないということになつておきますので、この適正なる価格とい

れはその拂下げの當時における時價と  
解すべきものと解しておるのでありま  
すが、先ほど申しましたように、國有  
財産には土地、建物のごときもの、あ

器具 あるいは船舶といったようなものがあつた。それが、その時價の算定はそれ／＼のものについて、おのず

から一定の目安を立てなければならぬ問題を生じておるのであります。機械

すから、こういうものはマル公によつて処分するということでよろしいのであります。土地、建物のごとき不動産になりますと、何がたして一般の

時價であるかということについて、非常な困難に逢着するのであります。御承知の通り不動産市場というようなく

のは一般にはございません。従つて不動産が大量に取引される市場がないために、時價というものは立ちにくいのであります。しかしわれ／＼の考えをいたしましては、あくまで一般時價によつてという建前をとつておるのであります。ただこれは捕捉に困難なために、便法といたしましては、その当該建物の適正價格というものも算出いたします。土地などになりますと、政界の賃貸價格という全國共通の目安もございまして、類地から当該土地の時價を算定することが比較的容易なので

ありますが、問題は建物でござい  
す。従いまして、やむを得ずその建物  
を今建設するとすれば、幾らでござい

ります。ただしこれにつきましては、経過年数による減價、あるいは損耗度による減價を引きます。ただ適正價格による賣路の評定というものはあくま

でも一二の参考でございます。これに  
加えて精通者の評價に関する意見とい  
うものも参酌いたしまして、そこに突  
際拂下げ價格というものが出て参るわ

いかにすゝ關係上、方々の許可の基に  
というものがきまつておるのであります  
すが、個々についていろいろ御意見も

出て来ることはあるし、やむを得ないことであろうかと考えておる次第であります。

○田中(總)委員　その点について、これは私の郷里の和歌山市において起つた問題でございますが、あそこの元のいわゆる軍用驛舎の市の方への拂下げ

の問題を、財務局を通じて折衝いたしておるのであります。結局時價の問題であります、元來軍用廳舎がで

きるときには、いわば地元から寄付したような形であつたものが、終戦後國有財産に繰入れられて、今回新しく新制中学あるいは高等学校等の應爲のために、あるいは市立の病院の病棟に充てる等のために、自治体の方から申請をいたしておる場合におきましても、そういう軍用廳舎になる前の事情というものが、ほとんど考慮されておらないと思うのですけれども、拂下げの対象がそういう地元の自治体であるという場合には、特段の考慮が拂われてしかるべきじゃないかと思う

のでありますが、そういう点の取扱いはどういふふうになつておりましたか。

○舟山政府委員 この拂下げの相手方による価格のしんしやくということについては、現在の法規上むずかしいことになつております。公共団体等が会計法上隨意契約を結ぶという点につきましても、いろいろ有利な取扱いがあるものであります。国有財産の処分にあつては相手方の人間、また当該物件が国有になりました動機という点も、一應離れまして、現状において適當なる価格を評定して、これを拂下げ價格とすることになつております。その間政府側において任意のしんしやくをすることはできないことになつております。但しだいたいお話になりましたような旧軍用財産というようなものにつきましては、実はこれを民間の用途あるいは企業用の用途に供します場合には、元軍のために建てられたという特殊事情のために、非常に効率を損うことが多いのであります。軍用建物でありますために、非常に経済的採算というものを度外視して、非能率的に建ててあるといつたような場合が多いのであります。こういうものは轉用の目的によりまして、適宜しんしやくしてもよい扱いにいたしております。

○田中(總)委員 次に本省において処分の最終決定を行いますものと、あるいは地方財務局等の権限に付されておるものとの境界について伺いをいたしたいのですが、これは廣島市のもとの陸軍の被服廠の関係でもつておりました機械、もつと具体的に申しますとくつをつくる機械の問題です。これが終戦後現在貨物という形になつておると思うのですが、現在これの貨物を受けておる授産場的なもの、また協同組合的なもので、市並に縣の拂下げの具申書が財務局の方へ出でるが、書類を出ししてもなかつた決着がつかない。財務局の方では自分の方に処分権限がないのかとよく言つておるのがありますが、それかといつて本省の方に書類がまわつて來ておるかと思ふと、その点がはつきりしないといううなケースが起つておるのですが、大体これは金額その地の関係において、財務局で処分し得る限界がきめられておるのかどうか。その点の事情について御説明願ひたい。

○舟山政府委員 國有財産の処分につきましては、現在の扱いといたしまして、賣拂い價格の決定というやうな問題については、ほとんど全部財務局に委任してあるというやうに、御了承くだつてつてございします。本省で直接やりましますよりも、実情をよく間近に見ておる財務局でやりました方が、迅速かつ適宜に行へるという建前のものと、権限はできるだけ地方に移譲しております。ただいろいろの申請書類が輻輳いたしますと、手不足のため財務局で処分が遅れておるといふことがあることは、はなはだ遺憾でございますが、そういうものはまた個別に御指摘いただきますれば、本省でもその処理を促進したいと考えております。大体地方でお膳立ていたしますが、合帳價格二十万円以上のものにつきましては、司令部の個別的許可を得ることになつておりますので、地方で準備はいたしましても、全部本省に稟議して参るといふことに相なつております。

○田中(總)委員 処分の方法は当然公入札の形をとるものだと思うのですが、公入札によらない何か特殊の拂下げなり処分の方法がありますかどうか。それからこれは今直接審議の対象になつておる法律にも、國の所有の動産の関係においても、支拂いの延納その他の特例が設けられておるやうであります。國有財産の場合においても、支拂いにつきましてそういう特例が行われておるか。ことにこれは國有財産局の関係かどうか。あるいは農林省の開拓の特別会計の関係になるのかとも思ふのであります。たとえば國營で開墾いたしました開墾地を、開拓者に拂下げるといふやうな場合の取扱いについては、どういふやうになつておるかという点をあわせて伺ひます。

○舟山政府委員 國の財産の賣買は原則として一般競争契約、すなわち競賣で参ることに相なつておりますが、會計法規で特例を設けて、特定のもののあるいは特定の場合には、隨意契約でやることになつております。たとえば公共團體がその公共の目的のために使うという場合には、これは隨意契約で参る。それから企業方面につきましても詳細の規定がありまして、これの場合には隨意契約でいいということになつております。國有財産の拂下げの問題につきましては、競賣の方法をとることは少いのであります。會計法規で隨意契約の相手方となり得る資格者を選びまして、それに隨意契約でもつて拂下げて行くという方針をとつております。競賣によりましては、あるいは拂下げ價格が非常に高いところにおちつくかもしませんが、その企業の性質とか目的とかが、國家目的

から見てもさういふことになつたやうなところへ落ちることは、避けたいといふやうなところから、そういう取扱いをいたしておる次第であります。それから延納の規定でございますが、これは原則として一時拂いとなつております。ただ相手方が公共團體であるとき、それから教育目的あるいは社会事業の目的のためには、五箇年の延納の期間を認めております。なおほかに別個に多くの特例法がございます。旧軍用財産及び財産税等の物納の物件につきましては、三年以内の延納の道が開かれております。

○田中(總)委員 大体國有財産局でやつておられる國有財産の処分について、方法その他は了解できたのであります。一方、一應國有財産局の普通をやつております普通財産の処分とは、別な形において現在考えられておる不用官有財産の処分の問題については、当然大蔵省の方も参画しておると思うのであります。これは大体二十四年度中における——これは目下調査中のもの——に属すると思ひますが、大体輪郭でもおわかりになればお知らせ願ひたいと思ひます。

○舟山政府委員 不用官有財産の処分の問題につきましては、これは現在とにかく形の上では各省が行政財産として使つております財産について、整理をしようというのであります。その不用であるか否かの判定につきましては、一段と高い政治的見地、政策的見地からおきめ願ひなければならぬ問題であるかと思ひます。つまり各省、各廳におきましては、それらの行政財産というものが、その省に属します事務、事業に必要欠くべからざるものとして考えておるわけでありまして、事務当局に対してこれはいらないものではないかという判断は、ちよつとできかねるかと思ひます。しかし今度の内閣の御方針に従ひまして、閣議決定をもつて各省大臣に直接内閣總理大臣から御命令がありまして、各省大臣がその責任をもつて、不用と認められるものを書いて出すということになつておるのであります。ところが当初の閣議の申合せがありまして、なか／＼その報告が出ない。これでは困るというので、最近國有財産の主管廳であります大蔵省が、主人役を買ふことにいたしました。各省の事務當局と連絡して一定の基準を示しまして、調査報告だけをとりあえず出させるといふことにいたしましたわけでありまして、従ひましてどういふものが出て來るかは、まだわかつておりません。従つてまだ不用財産の見当は幾らぐらひになるかということも、全然見通しはつかないわけでございます。しかし御参考までに申し上げますと、行政財産は昭和二十二年年度の台帳價格では四百二十五億ばかりに相なつております。これは台帳價格、言いかえれば取得價格であります。非常に安くやつておりますので、これを時價に直せばどのくらいになるかといふやうな推算の方法もあるかと思ひますが、まだ自信をもつて申し上げる段階には達していません。

○風早委員 大体今まで各委員が質疑されましたと重複いたしますから、この際は資料の提供だけをひとつお願いしておきたいと思ひます。質問としては、担保の問題があつたのであります。この点については田中委員から

ざるものとして考えておるわけでありまして、事務当局に対してこれはいらないものではないかという判断は、ちよつとできかねるかと思ひます。しかし今度の内閣の御方針に従ひまして、閣議決定をもつて各省大臣に直接内閣總理大臣から御命令がありまして、各省大臣がその責任をもつて、不用と認められるものを書いて出すということになつておるのであります。ところが当初の閣議の申合せがありまして、なか／＼その報告が出ない。これでは困るというので、最近國有財産の主管廳であります大蔵省が、主人役を買ふことにいたしました。各省の事務當局と連絡して一定の基準を示しまして、調査報告だけをとりあえず出させるといふことにいたしましたわけでありまして、従ひましてどういふものが出て來るかは、まだわかつておりません。従つてまだ不用財産の見当は幾らぐらひになるかということも、全然見通しはつかないわけでございます。しかし御参考までに申し上げますと、行政財産は昭和二十二年年度の台帳價格では四百二十五億ばかりに相なつております。これは台帳價格、言いかえれば取得價格であります。非常に安くやつておりますので、これを時價に直せばどのくらいになるかといふやうな推算の方法もあるかと思ひますが、まだ自信をもつて申し上げる段階には達していません。







持つて行きまして、内部における不均衡を是正して行きたい、こういう方針で進みたい。若干やつてみますと、すなわち賃賃価格が高くなる場合もありますが、場合によつてはへこむかと思ひますが、目標はそういう場合において修正したいと考えるのであります。そういたしましたは正の方法といひましたは、まず基準地区と申しますか、標準的になりますあまり状況の変化のない都市を幾つか選びまして、そこを目標としまして、その都市と比べてほかの都市はどういう状況になつておるかといふことで修正して行きたい。その際におきまして大体二つに分けて、同じ都市なら都市内部における状況がよほどかわつてゐる。戦災都市はそういう所があります。こういう都市に力を入れて調べるために特別地区と称しますか、そういう地区をきめる。そういう地区につきましてこの地区ごと全部調べ上げて、内部のバランスをはかる。これに反しまして、そこまでは同じ土地の内部においてはそれほど状況の変化はない。しかし標準都市に比べると全体の地方が下つておる、あるいは上つておる、こういう場合におきましては、標準となる地区に對しまして一定の歩合で賃賃価格を修正して行く、こういう方法によりまして極力全国的にバランスのとれ、かつ同じ地区内におきましても各该地区に均衡のとれるような賃賃価格を大多數で修正して行く、かような大体的計画を申し上げておきます。

○前屋委員 地代家賃統制令との関係はどうですか。  
○平田(警)政府委員 地代家賃統制令との関係は、修正した後においてどう

するか。これは確かに問題になると思ひます。現在の統制令もやはり賃賃価格が一つの基準になつておりますが、でき上りました後において統制をどうするといふことを、あわせて検討願ふつもりでございます。

○前屋委員 基準地区調査会でありましたか、大蔵省にそういうものが置かれて、財務局にまた標準地の地方調査会と言ひますか、そういうものを置かれて、大蔵省ではほとんど形式的なものであるのではないかと、いろいろな気がするのですが、その関係はどういふふうな関係ですか。

○平田(警)政府委員 大蔵省においては、どういふ地区を基準地区として選ぶかといふ点に主たる観点を置きまして、そういう意味のことを委員会に諮問して決定したい。各財務局におきましては、その基準地区に對しまして各该地区がどういふ状況になるかといふことにつきまして、委員会の諮問を経てききたい、かように考えております。

○佐久間委員 午前中お伺いしました外國保險会社のことで質問したいのですが、よろしいですか。

○官廳委員長代理 どうぞ。  
○佐久間委員 時間の都合もございまして、一つ／＼お尋ねしたいのでありますけれども、大體總括的に一應御質問申し上げたいと思ひますので、一月十四日の答覆によりまして、從來日本において保險業を営んでおつた外國保險会社が今度仕事ができるようになる。なおまた新しく免許を受けるならば、それによつてまた日本内地で保險事業を営むことができる、こういうことになるわけでございます。

が、今まで日本の保險事業がいろいろの面におきまして、産業資本としての受持つ分野は大きいものがあつたと思ひます。しかし、そういふうちに戦争の後においては、相當いためつけられておるこの日本の保險事業が、いまだ建直りをなさない今日におきまして、外國保險会社が統々と有力な資本をもつて、強固な基礎の上に内地で仕事をすることになりまして、その結果は大きな影響を來すであらうと予想されるのであります。そこでまず第一に一番われ／＼が考えておりました点は、今日まで保險を監督する行政といふ監督面におきまして、実は銀行局保險課の一部がこれを監督して参つたやうな次第であります。しかし今後予想せらるる外國保險会社の進出といふやうな面から考えてみますと、こゝにいつた小さいデパートでこれを監督し、複雑化して行く行政面を規律して行くことは、容易でないといふやうな考えを持つのであります。どうしてこれはもう少し大きい面から監督して行かなければならぬまいかと考えるのであります。そういう点で、前にこの問題については幾多の申出があつたやうに記憶しておるのであります。たとへて言うならば、最近におきましてもアメリカあるいは英國の業者と日本の業者と委員会をつつておりますが、そこにおきましても、今までのやうな監督行政では困るやうなことを申されて、保險委員会とか保險廳のやうな大きなものをつくらねばならぬ、今後この事業を推進して行かなければならぬのではないかと、いふやうなことが議論されて、二回ほど決議されたやうに記憶しておるのであります。

その前にもあるいは金融懇談会とか、あるいは芦田内閣當時にもそういうやうなことを聞いておりますし、その以前にもそういうことを二回ほど申し出てあるやうに承知しておるのであります。しかし今日依然として、なおかつ銀行局の中の保險課がこれを主宰しておるといふやうな現状でございます。こゝにいう状態ではたして將來外國保險会社が参りまして、まず／＼業務が錯綜して参りますのを監督して行く上において、支障を來さないでやつて行けるかどうかといふことを考えたときに、將來政府はどういふ意圖をお持ちであるか、伺つてみたいと思ひるのであります。

○愛知政府委員 ただいまの御意見は私も全体としてまことにごもつともと考えておるところでございます。実はただいまお話の通り、再三再四保險業界はもとよりでございますが、その他の方面におきましてもいろいろの御意見が出ておるのであります。ことにただいまお話のやうに外國保險会社が進出をして参る。それから別に當委員会にも御審議を願つておる保險組合といふものが、今後できるやうなことになるやうなものと、その行政の分量も非常にふえるわけでございます。ただいまお話のやうな全般的信用政策の面における保險の地位といふものが非常に高いつと同時に、反面において行政上の監督といふ面から申しましても、非常に多くの手数がかかる事態に最近なつて参つておるわけでございます。それに對して現在の保險行政に當つておるものは、御承知のやうに國家が直接に社會保險として行つておるもの、その他の農業保險といふやうなものを別にいた

しまして、民營の保險、生命保險及び損害保險の分野に對する監督行政に當つておりますものは、銀行局保險課で、課長以下事務官が十八、九名、アクリチュアリ關係三名、大體これだけの人数でこれだけの仕事を担当いたしておるわけでありまして、沿革的に申しましても、古く商工省にこの行政の責任がございました。大蔵省が引継ぎましてからも、かくのごとく小さな課になりました。相対的な人数と機構でもつてこの仕事をやつておつたのであります。最近のやうな状況でございます。私どもの立場から申しますのは、いかかとも思ひます。が、どういふ銀行局として保險の行政を責任をもつてお預かりするといふことは、あまりにも重大な段階になつたやうに考えるわけでありまして、このことを申してはこれいかにがと思ひます。ごさいますが、現在銀行局といひましたは、古くは外局でありました預金部の關係も一課で所管いたしておりました。それから今後は／＼重大になつて参るかと思ひますが、國民貯蓄關係の仕事なども、ことに最近まで一つの局でこれを担当しておつたのであります。が、これもまた一課で担当するといふやうな状況でございます。私見をいたしましては、少くとも保險行政について、民間の經營する生命保險と損害保險に對する監督行政、並びに今後予想される外國保險事業や保險組合關係の行政について、できれば一つの獨立した部局がほしいものである。たゞこれはあくまで私見でありまして、政府全体としては現在行政整理の段階にもございまして、なかなか

○愛知政府委員 ただいまの御意見は私も全体としてまことにごもつともと考えておるところでございます。実はただいまお話の通り、再三再四保險業界はもとよりでございますが、その他の方面におきましてもいろいろの御意見が出ておるのであります。ことにただいまお話のやうに外國保險会社が進出をして参る。それから別に當委員会にも御審議を願つておる保險組合といふものが、今後できるやうなことになるやうなものと、その行政の分量も非常にふえるわけでございます。ただいまお話のやうな全般的信用政策の面における保險の地位といふものが非常に高いつと同時に、反面において行政上の監督といふ面から申しましても、非常に多くの手数がかかる事態に最近なつて参つておるわけでございます。それに對して現在の保險行政に當つておるものは、御承知のやうに國家が直接に社會保險として行つておるもの、その他の農業保險といふやうなものを別にいた

○愛知政府委員 ただいまの御意見は私も全体としてまことにごもつともと考えておるところでございます。実はただいまお話の通り、再三再四保險業界はもとよりでございますが、その他の方面におきましてもいろいろの御意見が出ておるのであります。ことにただいまお話のやうに外國保險会社が進出をして参る。それから別に當委員会にも御審議を願つておる保險組合といふものが、今後できるやうなことになるやうなものと、その行政の分量も非常にふえるわけでございます。ただいまお話のやうな全般的信用政策の面における保險の地位といふものが非常に高いつと同時に、反面において行政上の監督といふ面から申しましても、非常に多くの手数がかかる事態に最近なつて参つておるわけでございます。それに對して現在の保險行政に當つておるものは、御承知のやうに國家が直接に社會保險として行つておるもの、その他の農業保險といふやうなものを別にいた

○愛知政府委員 ただいまの御意見は私も全体としてまことにごもつともと考えておるところでございます。実はただいまお話の通り、再三再四保險業界はもとよりでございますが、その他の方面におきましてもいろいろの御意見が出ておるのであります。ことにただいまお話のやうに外國保險会社が進出をして参る。それから別に當委員会にも御審議を願つておる保險組合といふものが、今後できるやうなことになるやうなものと、その行政の分量も非常にふえるわけでございます。ただいまお話のやうな全般的信用政策の面における保險の地位といふものが非常に高いつと同時に、反面において行政上の監督といふ面から申しましても、非常に多くの手数がかかる事態に最近なつて参つておるわけでございます。それに對して現在の保險行政に當つておるものは、御承知のやうに國家が直接に社會保險として行つておるもの、その他の農業保險といふやうなものを別にいた

○愛知政府委員 ただいまの御意見は私も全体としてまことにごもつともと考えておるところでございます。実はただいまお話の通り、再三再四保險業界はもとよりでございますが、その他の方面におきましてもいろいろの御意見が出ておるのであります。ことにただいまお話のやうに外國保險会社が進出をして参る。それから別に當委員会にも御審議を願つておる保險組合といふものが、今後できるやうなことになるやうなものと、その行政の分量も非常にふえるわけでございます。ただいまお話のやうな全般的信用政策の面における保險の地位といふものが非常に高いつと同時に、反面において行政上の監督といふ面から申しましても、非常に多くの手数がかかる事態に最近なつて参つておるわけでございます。それに對して現在の保險行政に當つておるものは、御承知のやうに國家が直接に社會保險として行つておるもの、その他の農業保險といふやうなものを別にいた

か言ふべくして取上げにくい問題であると思はれますが、事務的の点から申しますれば、ただいま御指摘の通りに私も突は考へておるわけでありませう。ただ最近業界等から要請が出ております保険の設置ということになると、あるいは政府が現に直接経営いたしておる社会保険的なものを、保険でもって自分で経営をするかたから、監督行政というようになるのか、いかかと思はれますので、その点については必ずしもそういうような方向が適当とは、考へておらぬわけでありませう。

○佐久間委員 それに付随しまして私から希望を申し述べたいのでありますけれども、この保険という仕事が非常な専門的知識と技術とを必要とすることは、御承知の通りであります。しかるにこれを監督する人が始終かわつて行く。その都度また新たに覚えて、はなはだしいのは半年ぐらいいでかわつてしまふ、こういうような状態であつたのであります。そういうようなことを今後とも反復して行きますれば、自然この特別の技術とかあるいは経験を必要とする保険事業を監督する資格において、非常にわれわれがいかがかと考へるのであります。こういうことも將來来ないようには政府におきまして十分御注意願つて、長くこの業務に携わつて行つて、そして十分研究させるといふようなぐらいいしていただきたいと念ずるものでございますが、これは私希望として申し述べておきます。あえて御答弁を求めないのでございますが、そこで今度外國保險会社が進出するにあたりまして、ここにやつて來られるのは、戦前におきまして生命保險

はいたしたことはございませんでした。が、損害保險においては相当多数参つております。今後ともそれらの保險会社が續々と出て参ることは必定であると思はれます。そこですでに午前中官廳委員から再保險のことを御質問なされておるようでございます。おそれる當分の間は再保險におきましては片貿易であるかと存するのであります。向うからもうとうとうこれはなく、こちらから出す方が多いのではないかと思ふのであります。それらのことにつきましてあらかじめ政府の考へを承りたいと思ひます。

○愛知政府委員 これは御質問ではないといふことでございまして、保險の監督行政に當るものにつきては、最近におきましては専門的な知識、経験を必要といたしますので、できるだけ更迭をしないように考へておるのであります。將來とも御意見のほどをできるだけ達成するように、考へて行きたいと思ふ次第でございます。それからただいまの再保險の問題でございますが、これはお話のように今後どういふような状態になりますかにつきては、御承知の通り私もとしまして見通しを持っております。で、樂觀的にも考へられませんが、大體の傾向としては当面のところお話のようにな片貿易になる傾向が、相當ありはしないかといふことは懸念いたしております。

○佐久間委員 戦前におきましては、大體において片貿易が多かつたと思ふのですが、どのくらい取引があつたか。どんなぐらいいにそれはなつておつたか。おわかりでございしたら御答へ願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 この機会に大體戦前におきまして外國保險事業者の活動状況につきては、午前中にも御質問がございしたので、簡単に御説明いたしたいと思ひます。大體戦前直前でございますが、昭和十四年から昭和十六年にかけては、日本で保險事業を営んでおりました外國保險事業者の数は、生命保險に四社、損害保險は四十八社を数えております。生命保險会社は四社とも東京に支店を設けておつたわけでありませう。損害の方につきましては、東京以外に横浜、大阪、神戸等に支店を置いて活躍しておつたわけでありませう。なおこれら外國保險事業者がその時期に到達しておりました金額は、一社当たり平均いたしまして、生命保險会社は七百五十万円、損害保險会社は二十五万円程度であつたわけでありませう。それから次に昭和八年から十五年までに至ります間に、これらの会社が收入いたしました保險料と、その期間に新たに契約いたしました件数、それらについて申し上げるならば、まず生命保險会社の收入保險料は六百七十八万六千四百四十五円で、損害保險会社は八百七十七万五千円でございます。前者すなわち生命保險の場合の日本のその当時における全会社に対する比率が、ちょうど一%でございます。それから損害保險の場合におきましては、日本の全会社に対しまして、二・六%であつたわけでございます。それから昭和八年から十五年までの新契約高の平均を申し上げますと、生命保險会社におきましては件数にいたしまして四百九十四件、金額にいたしまして四百九十万円、これを日本全会社のその当時の平均に比較した

しますと、比率は件数にいたしまして〇・〇三%、金額にいたしまして〇・一二%という比率になるわけでございます。それから損害保險会社につきましては、外國会社におきます件数が六十二万六千九百二十件、金額は二十七億二千二百七十五万三千円、この件数は日本の全社の總件数に對しては、總平均に對しまして一・六%、金額にいたしまして三%というやうな状態でございます。生命保險關係におきましては、外國会社の進出はわずかなとるに足りない程度でございますが、損害につきましては、當時においてもある程度の比率と業績を、外國保險会社が上げておつたという状態になつておるわけでございます。

○佐久間委員 ただいま詳細に御報告をいただきました。よくわかりました。が、損害保險が戦前におきまして、相當大きな役割を演じておつたといふことは、ただいまの計数でもよくわかるわけでありませう。この損害保險はいわゆる國際性を非常に持つておるわけでありませう。現在すべての事業が國營になりつつある英國においてすら、損害保險だけは手をつけることができないといふこと、これはすなわち各國との取引が非常に円滑に行われておると、國家がこれに對して非常な援助を與えて、市場を世界に伸ばそうとしておるといふやうなことに、起因するものであると考へております。

さて日本の現状を見ますと、戦争中各所に資金を投下して市場を廣げたのであります。戦争のためにほとんどこれがなくなつてしまひまして、裸にされたやうなわけでありませう。裸で立ちよち歩いている状態でございますが、その間に外國保險会社が参るのでございませう。利率というやうな点におきまして、今のいわゆる利率を協定して行くことができないやうな現状におきましては、この点に關して利率の競争というやうなことが起りはしないか、といふことを懸念するのでございませう。そういう場合に強力な基礎の上に立つておる外國保險会社には、どうして太刀打ちできないだらうと思ふのでございませう。こういうことを予想したときに、政府はどういう考へを持つておられるのでありませうか。

○愛知政府委員 この点につきましては私も突は相當心配を持つておるわけでございますが、提案の理由にも御説明いたしましたやうに、一月十四日の黨書等に基く精神でやつておりますのと、それから午前中御説明いたしましたやうに、最近四月の上旬に免許いたしました兩外國会社におきましては、利率等については日本の会社と同じやうにするといふ了解のもとに、やつております關係もございませうので、私も突は進出される外國の保險事業者に対しては、國內においては他

の日本の会社に対するのと、まったく同様の監督方針で参りたいと思へておるわけでありませう。ただ利率の問題等になりますと、今後の問題としては、日本の会社相互間におきましても、あるいは相當競争が起るといふこともあり得るかもしれないやうな情勢でございませう。その取扱ひは一方外國会社が入つて参りますと、ますます困難になつて参りますけれども、できるだけは根本の精神にのつとりまして、外國側の好意ある協調を期待するとい



うことを申し上げたいと思つてあります。なお監督については日本側とまづた同じ基準に立つて監督をいたします。また協定等が行えないような性質のものにつきましては、できる限り好意のある協調を求めるといふことを、特にいたして参りたいと思つております。

○佐久間委員 それから生命保険のことですが、先ほど御説明がございました通り、生命保険の方は今まで外國会社の進出というところは、大したことはなかつたと承知しておりますが、今後市場を用いた場合に、あるいは相当出て来るのではないかと、これが予想されるわけでございます。これもまた損害保険と同じように、相当競争の痛手を受けておるわけでありまして、たとえて申すならば、敗戦によつて政府が当然負担すべき戦争死亡傷害保険による補償金十八億圓を、他の産業と同じように軍需補償打切りにより、補償金三十八億圓に含めて、赤字補填をもつて保険会社に補償せしめたのであります。この大いなる負債を持つておる。これは何か資産の賣却益をもつて國家に返すということになつておるやうに存じておられますが、そういつた大きな負債を持つておるのであります。そこへもつて来て外國保険会社が参りまして、あるいは利益配当というやうなことをもつて、証券を賣り出すというやうな場合におきましては、日本の生命保険会社としては、これに對して太刀打ちができないことになるのじやないかと思つてあります。このやうなものに對して政府はこの三十八億圓でなくとも、そのうちの十八億圓は少くとも何らかの方法で切つてやる、とい

うやうなお氣持はないかどうか伺いた

○愛知政府委員 ただいまのお話は金融機關再建整備法によりまして、生命保険会社に対してただいまお話の通り約三十八億圓の政府補償をいたしたのでございますが、それと関連する問題と存ぜられます。これは御承知のやうにその後資産等の値上りのために、賣却益、評價益等が生じますので、三十八億圓ほとんど全部が再建整備法によりまして、政府に返還することになると思つてございまして、そういう状態にただいまなつておるのでございまして、ただいまお話の戦時中の戦死保険金、これは当時の政府の勸奨に基いて行われたものでございまして、約十二、三億ないし十八億圓程度になつたかと推算されるのでございまして、この政府の補償三十八億圓を返還する場合に、それだけの金額はむしろ政府の責めに帰すべきものであるから、返還するものがあつた場合には免除してくれということにつきましては、実は当該の会社等からも、大分前からいろいろな陳情要請を受けておるわけでありまして、この問題につきましてはいろいろな見方があるわけでありまして、損害保険の場合におきましては、戦争保険金はすべて政府の負担とされた経緯もございまして、それとの衡平論から言へば、これを免除してやるのがしかるべきこととも考えられますが、同時に生命保険会社が全部で十八億でございますが、その中の三社ほどは全然再建整備法による補償をもらつていないところもあるわけでございます。そういう会社におきましては、戦時保険金についてももうすでに自己の責任にお

いて負担し終つた問題でございまして、そういうものとの権衡論から考えますと、やはり他の補償と同じやうに、資産の評価増があります場合に、これをやはり返還させるのが妥當であるという結論にもなるわけでございます。このやうな点がいろいろある方面で考えられますので、その賛否両論の間に処しまして、現在政府としては、最後のこれに免除するといふところまではもちろん考えておりませんが、その賛否両論について、なおよく各会社別にも検討いたしまして、近く結論を出したいというふうに考えておるわけでございます。

○佐久間委員 それから利益配当のことでございますが、内容の充実に關しておられますが、これは利益配当をやらせやれるというやうなことを言つておるやうでございまして、他の大部分の会社は利益配当はできないといふことを聞いておりますが、もし正式に監督監査いたしましたら、会社の基礎を危くするものでないといふことであるならば、あえて一社でも利益配当をお許しになりますかどうか。その点を伺つてみたいと思つております。

○愛知政府委員 配当問題につきましては率直に申し上げますが、非常に現在われわれといたしましては、むずかしい段階になつておるわけでございます。これまたいろいろの観点から問題として得る点であると思つてあります。しかし現在当局といたしましては、昨年末から今期の決算期を控へまして、いろいろ慎重に考慮いたしまして、結果、御承知かとも存じまするが、いわゆる今期の決算についての三原

則、十四基準というやうなものをとりまして、通牒という形ではないのであります。かなり強い勸奨の基準として各社に示しまして、その協力を求めておるわけでありまして、これはその結果において配当ができるかどうかという問題になつて来るわけでございますが、私ももといたしましては純粹に客観的な立場に立ちまして、各生命保険会社が一方において経営の合理化をはかり、また他方保険契約者に対するサービスをするといふことで、新契約の獲得といふことを各社が考えられるのも一つでございますが、私どもとしてまず第一に望むべきことは、社内の健全化といふことに重点を置くべきであつて、相なるべくんば社外に流出するといふことは避けたいという氣持を持つておるのであります。

そういう氣持で決算の一つの客観的な基準といふものをつくりまして、それを各社の現実の数字に当てはめて参ります。そしてその結果において、なお社外に流出をし配当し得るというものがあれば、これは承認するといふ態度をとつておるわけでありまして、すでに一社につきましては、實際上配当の承認を與えております。それから漸次これは各社の状況に照しその原則と照しまして、社外へ流出してもよろしいと思われまふものについては、それを承認して参るつもりでおるわけでございます。

○佐久間委員 そういたしますと、今の御説明でその間の事情はよくわかりましたが、そういうことになりますと、自然弱小会社といふものは非常な窮地に陥るということも考えられるわけでありまして、そこで今の保険会社の

うちには、相当内容の悪いものもあると思つてあります。こういう自由競争になる前に相當な、何と申しまうか、そういう窮地に陥る会社を見ておつて、そのままで置くといふことはどうかと思つて、何らかの方法をもつてこれらを合併して行くといふやうなお考えはありませんか。

○愛知政府委員 ただいまの御質問に對しましては、的確にお答えするだけのまだ段階になつておらないのであります。ただいま申しましたやうに、純粹に客観的な基準を決算について考へておりまして、それに各社の数字を具體的に當つてみまして、その結果どうしても窮地に陥らざるを得ないといふやうなものがあつた場合には、まずその社の健全化といふこと、経営の健全化といふことについて、できるだけ努力を拂うようにしていただきたいものであるといふ、そこまでは現在のところは考へておりません。いろいろな考へ方もございまして、ただいま合併といふことについては、當局側としてはいまだ積極的に勧奨するといふところには行つておらぬわけでございます。

○佐久間委員 大体その点はつきりいたしました。今度外國保険会社が進出するにつけて、保証金が一千万圓以上といふことにおきまなられたやうであります。英米の会社であれば信用の程度も高いし、その点内地は三千万圓、外國会社は一千万圓といふことでよろしいかと思つてあります。が、ファイビンあたりからも来るやうなことを聞いておりますし、あるいは中國からも今後来るであらうし、朝鮮あたりからも来るのではないかと

うことも予想いたしますが、そういう場合には内地の三千万円と平等にということになりますと、英米もある程度三千万円程度に引上ぐべきが当然ではないかと思つておきますけれども、それはさておきまして、地の外國公社が出て参ります場合におきましては、どういふ基準を設けてこれを規制して参らうとするのでございませうか。

○愛知政府委員 これはフィリッピンに會社でありまして、中國の會社でございまして、この法律案によりまして英米の會社とまったく同様な立場において、監督して参る趣旨になつております。従つて外國保險会社の供託金は一千万円という原案になつておりますが、これは英米會社に対するのみならず、かりに中國、朝鮮等の會社が出て参ります場合も、やはり同様にこれを適用して参るつもりでございませう。そのほかの点につきましても、この法案によりまして、全然英米に対すると同様の立場をとつて参りたいと考えております。

○佐久間委員 それから罰則の問題でございませうが、罰則は外國保險会社に対しても適用されるのでございませうか。

○愛知政府委員 そうでございませう。罰則も適用いたされませう。

○佐久間委員 あまり一人で時間をとるといふことは、非常に審議を急いでおるいろ／＼の法案がございまして、ようから、実は逐條にお聞きしたいこともあるのでありますけれども、この辺で一應やめたいと思ひます。いろ／＼御親切に御答弁いただきまして、私の質問した限りにおきましては、十分納得の行きましたことを感謝しておきます。なおこまかいことは留保しておき

まして、他の機会に余裕がございましてらば、こまかく逐條的に審議して参りたいと思ひます。

○官廳委員代理 この際風早委員に申し上げますが、主計局法規課長佐藤政府委員がお見えになつております。先刻保留いたしました答弁をしていただきますと思ひます。

○佐藤（一）政府委員 第一番の國有物品の数量金額等でございますが、実はこの物品と申しますのは、政府の會計上の実務から申しますと、御承知のやうに國有財産以外の財産を申しておるわけでありまして、これは各省の大臣にその管理の一切をまかしてあるものでございませう。それで國務大臣といたしましては常々國有財産のやうに帳簿を整理してございませう。従ひまして今ただちに申し上げる数字を突は持つておりませんが、もし御希望でございましてら各省からこれを取寄せたい。それから二番目のお話の担保でございませうが、これは現在におきましてはすべて実行上は國債をもつて行つております。ただこの法律におきましては、今後におきましては場合によつては債務者の都合と云ふやうなことも考えまして、確實なる担保と云ふやうなものもこれに含ましめる方が便利ではないか、こゝういふ意味におきまして、それを含めるやうな規定にしてあるわけでありませう。利息につきましては大體通常のその当時の市場の金利といふものを頭に置きまして、契約においてそのつどきめて参る、こゝう思つております。

○内藤（友）委員 愛知さんに二、三お尋ねしたいと思ひます。金融関係の法律が出ておりますが、これをずつと見

ますと、やはり農村輕視の議論が非常に濃く出ておるのが看取されるのであります。いづれ安定本部は対日援助資金の千七百五十億の内訳をお尋ねしたいと思つておるのではありませんが、聞くとこゝろによりまして千七百五十億のうちから、農林金庫に出しますのが百五十億内外だと聞いておるのであります。その額の少いのに意外の氣持を突は持つておるのであります。これはだれが考えてもすぐわかることであります。対日援助資金がどうしてできるか。二十四年度には日本の國內へ向うから入れました物資を賣りさばきまし

た金がそこへまわるのであります。ところがその中で一番多いのは米であります。その米はこれは私の調べたところによりまして、向う渡して八千四百、五百円以上になると思ひます。こちらへ参りますと運賃とかいろ／＼なものをかけまして、大ざつぱに申しまして一万円になると思ひます。これを今の消費者價格まで切り下げなければならぬのでありますから、その切り下げるために補給金を出す。その補給金は六百十六億、その六百十六億といふものは、税金から出るものであります。つまり六百十六億といふものは大ざつぱに申しまして、農民が半分出している

と見てよいのであります。こゝういふものが積み積つて千七百五十億になる。そのうちから農村に融資するものは百億内外、こゝういふ片手落ちなことがありますので、食糧の増産をいたしますと対日見返り資金なんか私はいくらなくなるものだらうと思ふのであります。こゝういふ方面に金を使つてこそ、初めて私は日本の經濟復興も意義がある、ほんとうにできるの

だと思ふのであります。こゝう行つておられません。そこで今度提案されし

たこの法律を見ても、私はさういふところがあると思ふのであります。そこでひとつ二、三お伺ひしたいのであります。まず協同組合による金融事業法という法律についてであります。この法律を見ますと実は名前がまことに大きな名前でありまして、ことに第一條を讀んでみますると、たいへん大きな額を入れてしめつけられておるのであります。内容を申ししますと、これは市街地信用組合——これをこの法律でやろうとせられるのであります。市街地信用組合といふものはこのごろ私はいくらあるかは存じませんが、二、三百くらいあるものであらうと思ふのであります。ところが協同組合で金融事業をやつておるものは、けさ中金からこゝういふ印刷物をもりました。これを調べてみまして、信用事業を営みまする簡易農業協同組合は一万二千ある。漁業協同組合を今設立最中でありませうが、これもおそらく千は越すだらうと思ふのであります。そのほか森林組合も近く法律が出來まして、森林協同組合とか

なるやうであります。こゝういふものを合せますと私は一万七千くらいになると思ふのであります。一万七千くらいなものをわくの中へ入れずして、わずかに二、三百あるものを取締るために、協同組合による金融事業に関する法律といふやうな名前が出てお

○愛知政府委員 これはまことにこも

つともな御意見でございまして、ただいまのところでは別途中小企業等協同組合法の審議が進んでおりますので、それに対して中小企業等協同組合法の營む金融事業に関する点を、こゝで書きたいといふのが主たる目的でございませう。従ひまして題名が少し大き過ぎるという御意見はごもつとも存じます。なお市街地信用組合は現在たしか全國で三百一十あるかと思ひます。しかしこゝでちよつとつけ加えておきたいと思ひますのは、私どもの考えでは中小企業等協同組合のみならず、協同組合によりまして金融事業につきましては、できますならば、やはりこゝういふやうな思想で、一貫して行きたいものであるといふことを考えております。ところが、題名に現れてゐるわけでありませうが、しかしその点につきましては、日本銀行法の改正の点についても申されました通り、全般的に金融関係の法規について、最近の機会に總ざらひですつきりした形のものをつくりたいと思つておるわけがございませう。今ただちにこゝの中に他の協同組合を律しようとする考えはないわけでありませう。

それから農村輕視のお話がありましたが、私どもは全然さういふ氣持を持つてゐるわけではございませう。ただいま／＼この國會に提案いたしました金融関係の法規に、農村関係を直接に規定するやうな法律案がございませうために、さういふやうな感じをお抱きになつたかと思ふのでございませうが、たとへば實際的に預金部資金の導入を初めとしたしまして、現在許され得る

状況のもとにおいて、できるだけ農村の金融についても、力を入れたいというふうに考えておりますことも、あわせて御了承願いたいと思います。

○内閣(文)委員 答へによつて、この法律を足場にいたしまして、農業協同組合、漁業協同組合にまでこの金融事業法を拡大されるという考えが、少しありなるといふことを承つたのでありますが、しかしこれはよほどひとつよくお考えになつて、やつていただきたいと思つております。

そこで第二番目にお尋ねしたいのは、第三條であります。この第三條に自己資本充実の規定があるのであります。すなわち出資額が外部負債の百分の三を下ることを得ずとありますが、これに対する罰則規定がないのであります。すなわち実際に免取取消しという強い処罰が行われるものと思われ、るのでありますが、その辺の処置はどういうことになつておりますか、それを伺いたいと思つて、外部負債の増加は貯金増加でありまして、貯金の増加というところは最も好ましいことであるのでありますが、もしこの貯金増加によりまして、百分の三の均衡が破れた場合、ただちに増資の方法をとられるのかどうかという問題などもありますので、その辺のことを少しお伺いしたいと思つております。

○愛知府委員 第三條につきましては、私どもの意図しておりましたことは、この協同組合の設立の方式がきつめて簡単でございまして、極端に申しますならば、四人の発起人が集まつて金融事業を営む協同組合もできるといふような、いわば少し誇張して申し上げますならば、ほとんど自由設立というよ

うなことになるわけでありまして、ところが金融事業は別に申し上げるまでもございせんが、預貯金者の保護、その他の債権者に対する信用の保持ということが何よりも大事でございまして、やはり実質的に内容の健全性ということを確保するためのよりどころが、何かなければならないといふふうに考えまして、こういう規定を入れたわけでございます。従いましてお説のように預貯金を増加するといふことも最も大切なことでございしますが、

万が一にも取付というよふなことのないうにという配意から、最も適正と思われ比率をここに掲げたわけでありまして、なおこういう問題につきましては、これは出資の基準をきめたわけでございます。こういうことについて一々罰則で拘束するといふことも、またかえつていかかとも思ひますので、いわば強いリコメンデーションというよふな趣旨に解釈ができておると思ふのでありまして、実際問題としてきわめて短期間の間にその比率が下まるといふよふなことがございまして、これは実行上やむを得ないかとも思ひます。つねに三%以上を保有して

いてほしいという趣旨を、ここに明確にいたしたいといふことのためにこうしたのであります。

○内閣(文)委員 次に興業債券の発行限度拡張等についてお尋ねしたいと思ふのでありますが、興業銀行は長期金融機関であるという性格から、債券発行限度を拡張せられることと思はれるのであります。しかし興業は長期金融を担当するものでありまして、今回の法的措置は、まず商工金融に重点が置かれたよふな感じを持てるのです。こ

こが私が冒頭に申し上げましたよふに、何ゆゑにこれと同じよふな性格をもつて農林、漁業を担当しております農林中金の長期資金調達方法としての農林債券の限度を拡張されないのでか、そういうことを法的にお考えなされておられないのかどうかといふことを心配するのであります。ことに土地改良でありますとか、昨年、一昨年の農業の災害復興といふ非常な痛手を受けておるのであります。そういうことにつきまして行政的支出が本年は非常に圧縮されて、災害復金などはゼロになつておるのであります。当然こういうことは長期、低利の資金といふもので、考へて行かなければならぬのであります。なるほど商工業のそういう方面の心配も、これは私は必要がないといふのではございせんけれども、それにも増して、食糧を増産する農家の災害復旧などに、もつともつと金を出さなければならぬと思ふのであります。今回はそういうことの処置がなされておられません。

〔農林委員長代理退席、委員長着席〕

これは私がまことに遺憾至極だと申し上げた一つの内容なのであります。が、近き将来に農林中金の債券発行限度を拡張せられるお心持が、ありますか。もしなければぜひ拡張願ひたいといふことを、この際強く御希望申し上げたいのであります。

○愛知府委員 興業債券の限度につきましては、御承知のように現在が十倍でございますので、その比率を二十倍にしようといはれておるのであります。これに類するものといはれまして、実は勸業銀行も同様の地位にある

わけでございますが、勸業銀行については現行法が二十倍といふことになつておるわけでございます。二十倍まで発行したそうとすると、去る三月末の状況で発行の余力が現在の限度で参りますならば、百八十八億あるわけでありまして、

それから農林中央金庫の場合でございますが、これは現在発行限度が十倍になつております。従つてその発行の限度が四十億で、三月末に二十億九千万円を発行いたしておりますが、発行余力が十九億一千万円といふことに相なつておるわけでございます。私も、といたしましては農林中央金庫の債券については、この十倍ができることならばこれをさらに引上げたいといふ氣持を、痛切に持つておるわけでございますが、なか／＼関係方面等との折衝が済みませんでしたがために、現在の状況におきましては、まずもつて十倍の限度内に置いてありますところの十九億の発行余力を、何とかして活用させてもらふようにしたい。これは内藤さんもよく御承知のごとく、実は昨年の八月の金融機構改正の非公式提案といふものによりまして、農林中金全体の改組といふものが取上げられておつたのであります。が、ようやく最近においてそういうことがあまり論議されなくなつたよふな情勢でもございまして、とりあえずのところ今お話のよふな状況に相なりまして、まずもつて中金の債券の残りした限度を発行さしてもよろうことについて、ただいま鋭意折衝いたしておるわけでございます。もしそれが実現できるといふことになりましてならば、引受先でござい

ますが、これなどは預金部資金を運用

させてもらふということができまさらば、とりあえずここに相当額の資金が得られることになりまして、まずこれでスタートをして、同時に並行的に中金債券の拡張あるいは中金の増資といふことを考へて参る、こういうふうにお考へておるわけでありまして、

○農林委員 ちよつと議事進行について……どうも質問が非常に店が廣がらまして、資料なんかを私ども準備するにつきましたも、一体きよとどれに中心があるのかさつぱりわからない。それで関連質問もいろいろありますけれども、それ／＼の質問者があつて、非常に店が廣がつて来るのでわれ／＼も追いついて行けない。やはりきよと三つなら三つ、どれ／＼をあげるということは、大体そういう御希望があるでありまして、それ／＼に集中してひとつ質問をやつていただきたい。私もできるだけきよと片づけなければならぬといふ法案は、集中して片づけるように協力したいと思ひますから……。

○川野委員 それでは所得税法の一部を改正する法律案、及び臨時宅地賃貸価格修正法案、この二法案を議題として、この二法案に対する質疑をお願いいたします。

○河田委員 臨時宅地賃貸価格修正法案について、この問題を考察する資料的なものであります。最近地代家賃が一應統制になつておりますので、地代家賃のマル公の陳情等がありまして、その具体的、標準的な例と、それから第三にやはりこれにも相当やみがあると思ひます。政府の方で入手されておるものについて、そのやみ価格を



一應お聞きしたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 今の点は物價廳が所管いたしておりますので、私からあまり詳しく申し上げることはいかにかと思ひますが、若干知つておる範圍におきまして参考までに申し上げま

せんので非常に遺憾ですが、借地問題についての紛争状態がわかりになり

問題としてはいろいろ問題がありま

質賃價格を改訂するという一般の方

おります。しかしそういう要望がござ

○河田委員 つまり地上権としての借地です。家を建てるに於いてそれに対する土地所有者との間に紛争です。

○河田委員 実は今度の地方税におき

問題としてはいくらも問題がありま

質賃價格を改訂するという一般の方

おります。しかしそういう要望がござ

○河田委員 実は今度の地方税におき

問題としてはいくらも問題がありま

質賃價格を改訂するという一般の方

質賃價格を改訂するという一般の方

おります。しかしそういう要望がござ

○河田委員 実は今度の地方税におき

問題としてはいくらも問題がありま

質賃價格を改訂するという一般の方

質賃價格を改訂するという一般の方

おります。しかしそういう要望がござ

○河田委員 関係当局の方がおられま

問題としてはいくらも問題がありま

質賃價格を改訂するという一般の方

質賃價格を改訂するという一般の方

おります。しかしそういう要望がござ

打切られました國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案とあわせて議題とし、討論を省略し採決せられんことを望みます。

○川野委員長 宮幡君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 それでは宮幡君の動議のごとく決しました。

まず國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案を議題として採決いたします。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案のごとく決しました。

次は所得税法等の一部を改正する法律案を議題として採決に入ります。賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○川野委員長 起立議員。よつて本案は原案のごとく可決いたしました。

次は臨時宅地賃賃價格修正法案を議題として採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案のごとく可決いたしました。

なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

〔参 照〕

日本專賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
日本專賣公社法施行法案(内閣提出)に関する報告書  
所得税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書  
臨時宅地賃賃價格修正法案(内閣提出)に関する報告書

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局